

2021年3月13日

<弊社労働者代表候補者の信任投票について>

就業規則の変更や会社と労働者の間で協定を締結する際には、労働者の意見聴取や行政機関への届出等の手続きが必要となります。

その手続きにおきましては、会社の全労働者の中から労働者の過半数の支持を得た、会社の労働者代表を決定しなければなりません。

弊社が今回選出する労働者代表は、下記の労使協定につき、弊社側との締結当事者となり、締結等の手続きにあたっていただくことになります。

1. 労働者派遣法第30条の4第1項に基づき、派遣労働者の待遇を労使協定方式により決定するための協定事項
 - ・派遣労働者の賃金等に関する労使協定（労使協定方式による待遇の決定・実施）
（有効期間：2021年4月1日～2023年3月31日）
 - ・派遣労働者の賃金等に関する労使協定の改定
（有効期間：2021年4月1日～2023年3月31日）
2. 時間外労働・休日労働に関する労使協定（36協定）
3. 育児介護休業等の適用除外に関する労使協定
4. 労働基準法第24条第1項 但し書に基づく賃金控除に関する労使協定
5. 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項の規定に基づき当社における定年後の継続雇用制度の対象となる高年齢者に関わる基準及び取り扱いに関する労と協定
6. フレックスタイム制に関する労使協定
7. 変形労働時間制（1ヶ月単位変形労働時間制を除く）に関する労使協定
8. 就業規則の作成及び変更に際しての意見聴取
9. その他法令等により定められたもの

この度、各支店の従業員により、2021年の労働者代表候補者が推挙されましたので添付一覧にてお知らせします。みなさまの所属する支店の候補者について、2021年3月31日までにご確認ください。

労働者代表の任期は、2021年3月17日から2022年3月に新代表者が決定する迄となります。

■決定の方法：

別添「弊社労働者代表の候補者リスト」をご確認ください。

リストの閲覧には別途パスワードをお知らせ致します。

代表候補者について支持いただける方はリストを確認しましたら完了です。返信は不要です。（ご返信がない場合は、立候補者全員を信任したとみなします。）

不支持の方は、info@human.or.jp までご連絡ください。

※2021年3月15日(月)締切

以上